

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当契約(政策目的随意契約)の事後公表

番号	契約の名称 (業務名・品名)	契約期間	契約の相手方	契約年月日	契約額	契約の相手方として理由
1	チャレンジランド杉川施設管理業務委託	令和4年4月1日から 令和4年11月30日まで	公益社団法人 五泉市シルバー人材センター 五泉市太田1092番地1	令和4年4月1日	1,009,392	見積書の額が五泉市契約事務規則第41条の規定に基づき設定された予定価格の制限の範囲内で、かつ最低価格であったため。
2	チャレンジランド杉川屋外環境整備業務委託	令和4年4月1日から 令和4年11月30日まで	公益社団法人 五泉市シルバー人材センター 五泉市太田1092番地1	令和4年4月1日	998,000	見積書の額が五泉市契約事務規則第41条の規定に基づき設定された予定価格の制限の範囲内で、かつ最低価格であったため。
3	チャレンジランド杉川雪囲い設置・撤去業務委託	令和4年4月1日から 令和4年11月30日まで	公益社団法人 五泉市シルバー人材センター 五泉市太田1092番地1	令和4年4月1日	180,000	見積書の額が五泉市契約事務規則第41条の規定に基づき設定された予定価格の制限の範囲内で、かつ最低価格であったため。